

子育てに関する助成・手当など

①子ども医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日まで医療費を助成します。事前に申請手続きが必要です。

※対象の方には受給者証が発行されます。受給者証が届かないときは、福祉係までご連絡ください。

※ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療費受給者証を交付されている方、生活保護受給世帯等の医療制度を受けられている方は対象になりません。

<医療費について>

| | |
|----------|---|
| 通院にかかる費用 | 0歳～小学校卒業まで・・・初診時一部負担金のみ負担。 令和6年8月より、高校生までに拡大。 ※初診時一部負担金・・・医科 580円、歯科 510円、柔道整復 270円 |
| 入院にかかる費用 | 0歳～18歳到達後の最初の3月31日まで・・・無料 |
| 助成の対象外 | 文書料、健康診査料、薬の容器代、おむつ代、予防接種料、一部入院時食事療養負担金等、保険外のもの |

<助成方法>

受給者証を医療機関へ提出してください。

※道内の医療機関で受給者証が使えます。

※医療機関で受給者証の使用を断られたとき、道外の医療機関を受診した場合は、いったん立替払い後、払戻の手続きをしてください。

<医療費を立替払いした場合の払戻手続き>

以下のものをお持ちの上、福祉係窓口または役場太美出張所にて手続きしてください。

- ・子ども医療費受給者証
- ・保護者名義の通帳
- ・印鑑
- ・医療費領収書（受診者名、領収印のあるもの）

②未熟児養育医療制度

出生体重が2,000g以下等、入院を必要とする赤ちゃんを指定医療機関で治療する未熟児養育医療制度があります。医療費は、健康保険が負担した残りの額を国、道及び町が負担します。所得に応じて自己負担があります。



一問合せー 保健福祉課 福祉係

☎ : 23-3019

③児童手当

児童手当は、中学校修了まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護し、生計を同じくする父母等に支給されます。父母または父母指定者等が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより申請した月の翌月分から支給されます。令和6年12月支給分より、制度が拡充されます。

| 年齢区分 | 支給月額（児童1人につき） | 特例給付 |
|----------------|-----------------------------|-----------|
| 3歳未満 | 15,000円 | 一律 5,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 10,000円 (第3子以降は 15,000円) | |
| 中学校 | 10,000円 | |

④おむつ用ごみ袋無償配布事業

町では、少子化対策事業として、子育て家庭を応援するため「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。2歳未満の乳幼児のいる家庭を対象に、乳幼児1人当たり1ヶ月につき、町指定ごみ袋（20リットル袋）を10枚配布し、子育てを応援しています。対象家庭には、毎年4月と10月に個別案内します。

⑤ひとり親家庭のために

両親の離婚や死亡などにより、一方の親や祖父母等が児童を養育しているひとり親家庭への支援制度があります。

| 制度 | 対象 | 内容 |
|--------------|--|------------------|
| ひとり親家庭等医療費助成 | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の児童とその父または母 父母がいないため、両親以外の方に扶養されている児童 | 医療費の一部または全部を助成 |
| 児童扶養手当 | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の父または母 父母のいない又はどちらかに政令で定める程度の障がいがある家庭の養育者 | 所得により算定された手当額を支給 |



一問合せ 保健福祉課 福祉係

☎ : 23-3019

⑥不妊治療費助成事業

不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に要した費用の一部を助成します。

＜対象となる方＞

- ・令和5年4月1日以降に不妊治療を開始した方
- ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ・申請日に夫婦のいずれかが町内に住所を有している方
- ・婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦

＜対象となる治療＞

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療

＜助成回数＞

初回助成時の治療開始日において、40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳までの方は1子ごと3回まで

＜助成額＞

自己負担額の7割（上限3万5千円）

⑦出産・子育て応援給付金事業

すべての妊娠さんと子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師等による相談支援を行うとともに、経済的負担の軽減を図るため、妊娠時5万円、出産後5万円の給付金を支給します。

＜申請に必要なもの＞

- ・申請書（妊娠届出時等にお渡ししている他、窓口に設置しています。）
- ・母子健康手帳の写し
- ・振込先口座がわかる物の写し



一問合せー 保健福祉課 健康推進係

☎ : 23-4044

⑧小児慢性特定疾病医療支援

国が指定している小児慢性特定疾患の患者に対し、医療の給付を行います。

⑨北海道不育症治療費助成事業

北海道では不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため不育症治療費助成事業を実施しています。

※詳細は二次元コードからご覧いただけます。



一問合せー江別保健所

江別市錦町4番地1



☎ : 011-383-2111

⑩障がいのあるお子さんのために

【手帳の交付】

心身に障がいのある方は下表の手帳を受けることで、様々な福祉サービスを受けることができます。

| 手帳の名称 | 対象 |
|-----------------------|---|
| 身体障害者手帳 (1~6級) | 身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、医師が判定し、知事が認定した場合に交付される手帳です。 |
| 療育手帳 (A判定・B判定) | 児童相談所または心身障害者総合相談所において知的な障がいがあると判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳です。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 (1~3級) | 精神に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、医師が判定し、知事が認定した場合に交付される手帳です。 |

【助成・手当関係】※所得による制限など、様々な基準があります。

<医療費の助成>

| 制度 | 内容 | 備考 |
|---------------------|--|---|
| 自立支援医療 (育成医療) | 障がいのある18歳未満の方が治療をすることによって、障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療の給付を行います。(所得に応じて負担額に上限が設定されます) | <ul style="list-style-type: none"> ・口唇形成術 ・口蓋形成術 ・脊椎側彎症に対する関節形成術 など ※診断書が必要 |
| 自立支援医療 (精神通院) | 精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする場合の費用を一部公費で負担します。(所得に応じて負担額に上限が設定されます) | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい ・うつ病 ・不安障がい ・てんかん など ※診断書が必要 |
| 重度心身障がい者 医療費給付事業 | 心身に重度の障がいがある方の医療費の一部、または全部を助成します。 | 対象 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1級、2級、 3級の内部障がい ・療育手帳 A判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 |

<手当関係>

| 制度 | 内容 | 支給額（月額） (令和6年4月現在) |
|----------|--|-----------------------|
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満の重度または中程度の障がいのあるお子さんを監護・養育する父母または養育者の方に支給されます。（所得制限があります） | 1級 55,350円 |
| | | 2級 36,860円 |
| 障害児福祉手当 | 重度の障がいにより日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。（所得制限があります） | 15,690円 |

<装具関係>

| 制度 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 補装具の交付 ※手帳の交付を受けた方 | 身体の失われた部分や思うように動かすことの出来ない部分を補うために必要な用具の交付や修理を行います。（一部自己負担があります）例：車いす、座位保持装置、下肢装具、補聴器など |
| 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入及び修理に要する費用の一部を助成します。 |

<日常生活用具関係>

| 制度 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 日常生活用具の給付 ※手帳の交付を受けた児童又は難病児 | 日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。（障がい内容・程度により用具が異なります）（一部自己負担があります） 例：ネプライザー、電気式たん吸引器、頭部保護帽、紙おむつ（3歳以上）など |

<サービス関係>

| 制度 | 内容 |
|--------|--|
| 移動支援事業 | 障がいにより単独での移動が困難なお子さんについて、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした移動の介助及び外出に伴う身の回りの介護を行います。（一部自己負担があります） ※通学については、町外の養護学校に通う中学生までの児童・生徒を対象に、冬期間（11～3月）のみ利用することができますので、事前にご相談ください。 |

| | |
|----------|--|
| 日中一時支援事業 | 障がいのあるお子さんの日中における活動の場を確保することで、ご家族の就労支援及び一時的な休憩を目的とする事業です。(一部自己負担があります) |
|----------|--|



一問合せー 介護課 障がい支援係

☎ : 25-2665

障がい者総合相談支援センター「nanakamado」
弥生51番地38 ☎ : 23-1917

⑪ベビーシート・チャイルドシートの貸出しについて

ベビーシート・チャイルドシートの無料貸出しを行っています。貸出し期間は3ヵ月以内で、その後、2回に限り延長することが可能です。台数に限りがありますので事前にお問合せください。(事務局 当別町役場環境生活課内)

※道路交通法では、6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、ベビーシート・チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

※貸し出すベビーシート・チャイルドシートは新品ではありませんので、予めご了承ください。



一問合せー 交通安全推進委員会

☎ : 23-2711

